第4期長崎県工賃向上計画

令和3年12月

長崎県

目 次

1.計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.計画の期間	1
3.計画の対象事業所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.第2期長崎県工賃向上計画の評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
(1)本県におけるこれまでの取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)本県の工賃の推移等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)本県における主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
5.目標工賃の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.官公需の目標	5
7.目標達成に向けての具体的取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
(1)目標達成のための計画の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)令和5年度までに取組む具体的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
8.対象事業所の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9.点検・評価及び公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1.計画策定の趣旨

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要です。

このような中で、国において、平成19年7月に「福祉から雇用へ」の取組の一環として「工賃倍増計画支援事業」が創設され、「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的指針が示されたことに伴い、本県では平成19年度から平成23年度までの「長崎県障害者工賃倍増5か年計画」を策定し、「施設の生産能力と品質向上への支援」「消費者や企業へのPR」「授産商品やサービスの販売促進」の3本を柱として、一般就労が困難な障害者に対して、就労継続支援B型事業所等において生産する商品の開発や生産拡大、販路開拓など、工賃向上のための様々な支援を行ってまいりました。

また、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年については、「長崎県工賃向上計画」、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年については、「第2期長崎県工賃向上計画」、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年については「第3期長崎県工賃向上計画」を策定し、「長崎県障害者工賃倍増5か年計画」で示した3本の柱に加え、共同受注窓口組織の体制整備、活用に取組むとともに、工賃向上に有効な情報の発信や、障害福祉サービス事業所の経営能力向上等を図ってまいりました。

このたび、令和3年2月、国において「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」が一部改正され、令和3年度以降においてもさらなる工賃向上に向けた取組を推進することとされたことから、これまでの支援の検証を行い、引き続き工賃向上を推進することを目的に、新たに「第4期長崎県工賃向上計画」を策定します。

2.計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までとします。

3.計画の対象事業所

この計画の対象となる事業所(以下「対象事業所」という。)の範囲は、県内の就労継続支援B型事業所とします。

なお、本計画に基づく各種支援施策は、対象事業所のほか次の事業所についても

対象とします。

・ 就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合)、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃(賃金)向上に意欲的に取組む事業所

4.第3期長崎県工賃向上計画の評価・検証

(1)本県におけるこれまでの取組

本県では、平成30年度に「第3期長崎県工賃向上計画」を策定し、次の3本の柱により事業を推進してきました。

事業所の経営能力向上への支援

事業所職員向けセミナーの開催や、事業所へコンサルタントを派遣し、経営指導等を効果的に推進する。

工賃向上に有効な情報の発信並びに消費者や企業へのPR

消費者や企業などに商品の理解を促進し、売り上げの向上につなげる。

事業所商品やサービスの販売促進

販路拡大等多くの事業所の売り上げが増加するような取組を積極的に行う。

(2)本県の工賃の推移等

平成30年度から令和2年度における本県の平均工賃は下表のとおりです。

工賃向上に向けた各種取組の結果、工賃向上計画対象事業所()における平均工賃は年々伸びています。

しかし、平成30年度~令和2年度のいずれも、全国平均工賃を上回っているものの、目標工賃を上回ったのは令和元年度のみで、平成30年度、令和2年度はわずかの差ではありますが、目標工賃を達成できませんでした。

また、平成30年度から令和元年度の平均工賃伸び率5.4%に対し、令和元年度から令和2年度の伸び率は1.7%という結果でした。

これら令和2年度の結果は、新型コロナウイルス感染症の影響も要因の一つと考えられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	16,900円	17,500円	18,200円
本県平均工賃	16,759円	17,664円	17,980円
全国平均工賃	16,118円	16,369円	15,776円
全国順位	17	13	11

[「]工賃向上計画対象事業所」とは、就労継続支援B型事業所を指します。

(3) 本県における主な課題

平均工賃の実績は年々伸び続けているおり、令和2年度も前年度を上回ってはいるものの、さらなる工賃向上を目指すにあたっては、従来から継続している課題と併せて、コロナ禍においても安定した運営の継続を図るという新たな課題が生じています。

平均工賃の実績は年々伸び続けていますが、一方で更なる工賃の向上を目指す にあたっての課題もあります。主なものは以下のとおりです。

令和2年度の工賃実績を分析すると

-) 平均工賃17,980円に対し、平均以上104事業所、平均以下149事業所と、 平均以下の事業所が上回っている。
 -)最高値60,000円台、最低値4,000円台と大きな差がある。
 -)20,000円未満の事業所が164事業所で、提出があった253事業所の約65% を占めている。

といった状況であり、県全体の平均工賃が年々伸びてはいるものの、事業所ごとの大きな格差が認められる。

主に、平均工賃額が低~中程度の事業所への指導を行うために専門家を派遣してきたが、事業の効果が限定的で全般的に反映できていない状況にあると思われ、経営ノウハウの不足が継続している。

事業所商品や役務サービスに関して、消費者や企業へのPR不足が継続している。

これまでの事業所商品や役務サービスの内容に留まらず、販売力の更なる向上や 職域の拡大に繋げるため、6次産業化を含めた新たな商品開発や、新たな分野 の開拓に関する活動が十分ではない。

市町や圏域における民間団体、事業者(企業等)、行政機関等との連携、協力体制の構築状況について、市町や圏域または事業所によって差が認められる。

新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に止め、安定した運営を継続するための販売方法の開拓、販路の拡大に関する支援及びテレワーク、在宅就労の促進を図ることが必要であるが、取組が十分ではない。

(4)事業所が必要とする支援等

令和3年度に各事業所が策定した工賃向上計画によると、各事業所が目標達成のために必要とする支援等は以下のとおりです。

【目標達成のために必要なもの】

(自由記述・多い順)

職員に関すること(スキルアップ、意識転換、意欲向上、人材確保等) SNS の活用に関するノウハウの習得(ネット販売、ホームページの活用等) 営業活動のノウハウの習得

【目標達成のために希望する支援策】

(下記5項目+その他から複数選択可・多い順)

施設が設備を導入する際の支援 販売場所の確保 商品の広報活動 工賃向上に関する研修会 施設の経営力向上に関する研修会

5.目標工賃の設定

目標工賃については、県内の就労継続支援 B 型事業所の令和元年度の平均工賃を基準値とし、平成 28 年度から令和元年度の平均工賃の平均伸び率(3.5%)を用いて設定しています。

年 度	目標値(月額)
令和3年度	18,900 円
令和4年度	19,600 円
令和5年度	20,300 円

6.官公需の目標

工賃向上のためには、地方公共団体または地方公営企業等が発注する官公需の拡大が有効です。

本県におけるこれまでの官公需の実績は、平成30年度27,864千円、令和元年度25,148千円(対前年比9.7%減)、令和2年度35,499千円(対前年比41.2%増)となっています。令和2年度の実績の大幅増の要因の一つは、コロナ特需です。

なお、県の官公需については、平成25年度より「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく調達方針を毎年度、策定しており、その中で目標設定・実績の調査・結果の公表等を行います。

7.目標達成に向けての具体的取組

(1)目標達成のための計画の方向性

第3期長崎県工賃向上計画に示した、これまでの3本の柱を再編し、引き続き工賃の向上を図ります。

(2)令和5年度までに取組む具体的方策

事業所商品の品質・生産効率の向上についての支援

事業所職員向けセミナーの開催や、共同受注窓口と専門家等との連携による技術指導、品質管理に係る助言等の支援を行っていきます。

スキルアップとともに、経営力の強化を図ります。

(イ)共同受注窓口を活用した品質向上支援事業

多くの官公需を受け、その要請に沿った事業所を選定するにあたって、各事業所の商品等の品質や生産力にかかる現状と課題を把握している「共同受注窓口」のノウハウを活用し、共同受注窓口と専門家等とが連携して、特に平均工賃以下の事業所に対する効果的な技術指導や、品質管理に係る助言等の支援を行うことにより、事業所商品や役務サービス等の品質、生産効率の向上を図るとともに、工賃の底上げを図ります。

(ウ)関係部局との連携

農福連携だけでなく、他部局との連携を推進し、事業所商品の品質・生産効率向上に及び他分野での設備整備のための補助金等に関連する情報発信等を積極的に行います。

また、労働行政機関(労働局、公共職業安定所、障害者職業センター)と連携 した支援も行います。

(エ)経営力向上等のための仕組みづくり

研修会等の機会においてだけでなく、民間企業との連携や経営/ウハウ等に 関する他事業所における先駆的な取組等を参考にし取り入れることができるよう な仕組みづくりを行います。

工賃向上に有効な情報の発信並びに消費者や企業へのPR 消費者や企業などに商品の理解を促進し、売り上げの向上につなげます。

(ア)事業所や企業への定期的な情報提供(CSR通信)

工賃アップにつながる取組や企業とのマッチング事例等を、ニュースレターにより事業所へ幅広く情報提供することで、工賃アップのヒントを得てもらうだけでな

く、事業所間で情報交換できるよう支援します。

また、事業所ができることや事業所と発注元企業の取組状況を、ニュースレターにより企業等へ幅広く情報提供することで、企業の新しい取組に繋がるよう普及 啓発していきます。

(イ)広報活動

県の広報媒体等により、事業所商品を消費者に知っていただき、商品の認知度 アップを図ります。また、各市町に対しては、事業所に関する周知の促進について 協力を求めていきます。

事業所商品やサービスの販売促進

販路拡大等多くの事業所の売り上げが増加するような取組を、積極的に行っていきます。

(ア)関係団体との連携

事業所商品の魅力アップやより多くの方々に事業所の商品や活動を知ってもらう機会を設けるために、長崎県社会就労センター協議会等で組織される「街かどのふれあいバザール運営委員会」や、各地域の障害福祉サービス事業所で組織する協議会等と連携し、効果的な販売会を開催します。

(イ)官公需等の促進

「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度、調達方針を策定するとともに庁内会議等を通じ、または、個別の働きかけを行うなどにより、県機関が事業所等から物品を購入する手続きの周知を図り、事業所等への発注を促進します。

また、市町に対して、官公需のさらなる促進について協力を求めます。

(ウ)共同受注窓口の活用

安定的な業務受注が可能な共同受注窓口を活用し、企業や官公庁等との取引拡大を図ります。

(エ)関係部局との連携

農福連携だけでなく、他部局との連携を推進し、事業所の販売促進に関連する

情報発信等を積極的に行います。

(オ) 販路拡大、販売促進力アップのためのセミナー等の開催等

営業活動や SNS の活用に関するセミナーの開催や情報発信を行い、販路拡大、 販売力アップを図ります。

(カ)民間団体・民間企業等との連携促進

市町自立支援協議会への働きかけや先進事例の情報発信等により、特に事業 所所在市町や圏域における民間団体、事業者(企業等)、行政機関等との連携、協力体制の構築の促進を図ります。

農福連携による障害者の就農促進

農業分野での障害者の就労を促進するため、農業技術者や 6 次産業化の専門家派遣による技術指導等を行うとともに、農業と福祉の連携に関する認知度を 高める取組を積極的に行っていきます。

(ア)専門家の派遣

農業に関するノウハウを有していない事業所に対し、農業技術に係る指導助言 や、6 次産業化に向けた支援を実施するため、専門家を派遣します。

(イ)農福連携マルシェの開催

農業と福祉の連携に関する認知度を高めるため、農業に取組む事業所による商品の販売会「農福連携マルシェ」を開催します。

(ウ)意見交換会・研修会の実施

農業側、福祉側双方が抱える課題の共有、解決策の検討、相互理解の促進のため、福祉保健部と農林部が連携し、農業者と事業所を交えた意見交換会または研修会を実施します。

(エ)先進事例の共有のための仕組みづくり

研修会等の機会においてだけでなく、他事業所の取組を参考にし取り入れやすくするために、事業所における農業の取組、農家等での施設外就労等の先進事例を

共有できる仕組みづくりを行います。

8.対象事業所の取組

- (1)対象事業所は、国の指針等に基づき、「工賃向上計画」を策定し、工賃水準引き上げに意欲的に取組みます。また、毎年度、計画の達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行います。
- (2)管理者が目標達成に向けた具体的なプロセスを記載した工程表などを作成し 全職員、利用者側の理解を得たうえで、事業所の実情に応じた取組を進めます。
- (3)障害の特性や希望に配慮し、社会参加や働く意欲を尊重しながらの継続的なサービス利用を支援していきます。

9. 点検・評価及び公表

- (1)県は各年度において、この計画の達成状況を点検・評価し、事業所や関係団体 等の意見を聴くなどして、必要に応じて見直しを行います。
- (2) 県は、毎年度の実績について、ホームページ等で公表します。

発行 令和3年12月 長崎県福祉保健部障害福祉課

> 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2455 FAX095-823-5082